東京都担当確認年月日平成30年7月24日東京都作業部会確認年月日平成30年7月25日(変更に伴う再確認日令和2年9月9日)

事業名 共同実施事業 (仮設等)

案件名 選手村宿泊棟ルームエアコンリース契約

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること	 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであることが説明により確認できた。 (令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当た り、大会運営を担う 組織委員会が一括し て執行した方が効率 的、効果的であるこ と	 契約における整備は全て仮設の整備にあたることから、平成29年5月31日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 また、組織委員会はIOCやIF等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し	 ★会運営に用いる選手村宿泊棟の空調機器の整備であり、不可欠な事業であることを確認している。 (令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、今回の契約変更は、大会延期に伴う納品済みの空調機器のリース契約期間の延長に関するものであり、リース期間が2020年10月上旬までであるため、現時点で手続きを進める必要がある。 	

		,	
て相応かなど)		● 空調機器の台数、仕様は、関係各部門の意見等を	
等の観点から		調整、反映し、必要かつ最小限としたとの説明を	
妥当なもので		受けた。	
あること		● V2 予算額の範囲内であるとともに、仕様を低廉	
		なものに統一するなど発注内容の精査を行うこ	
		とでコストを縮減するなど、発注及び施工時の効	
	効率	率性についても配慮しているとの説明を受けた。	
	性	● 再利用計画を含めた総合評価方式による指名競	
		争入札とすることで、コストと持続可能性の双方	
		を考慮した調達とするとの説明を受けた。	
		(令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記)	
		● リース再契約後も再利用計画を組織委員会は精	
		査することを確認しており、持続可能性に配慮し	
		た計画となっている。	
		● 見積り採用単価は複数の業者から聴取している	
		ことを確認した。	
		● 積算に用いた単価は、独自に業者から聴取した情	
		報に基づき単価を設定しているとの説明を受け、	
		その妥当性を確認した。	
	納得	● リースと買取の比較におけるリースの優位性に	
	性	ついては、都の積算基準等に基づいた説明を受	
		け、その内容について確認した。	
		(令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記)	
		● 買い取った場合とリース再契約とした場合の費	
		用を比較し、価格の安いリース再契約を採用して	
		いる。	
		● 積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の	
		項目を中心として、組織委員会からヒアリングを	
		行うとともに、提示された資料により公費負担の	
		対象として適切であることを包括的に確認した。	
その他経費の内	容等	● 今後、事業者選定の中で、再利用計画について精	
が公費負担の対	まと とり かんりゅう かんりょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしょ しゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ かんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ は	査を行うなど、更なる取組に努めていただきた	
して適切なもの	であ	٧٠°	
ること		(令和2年8月24日 契約変更の再確認に伴う追記)	
		● 延期に伴う追加経費については、既存経費も含め	
		て可能な限りの効率化、精査を図ること。また、	
		延期に伴う追加経費については、現時点において	
		は、その取扱いが未定であるため、当面組織委員	

会の負担とする。

● 今後、組織委員会が責任を持って再利用計画を精査することで、再使用の取組に努めていただきたい。

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。